

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)
相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)
相談時間:9:00～16:00

○無料法律相談(要予約)

開催日:毎月第4金曜日(13:00～16:00)

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。



来訪

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

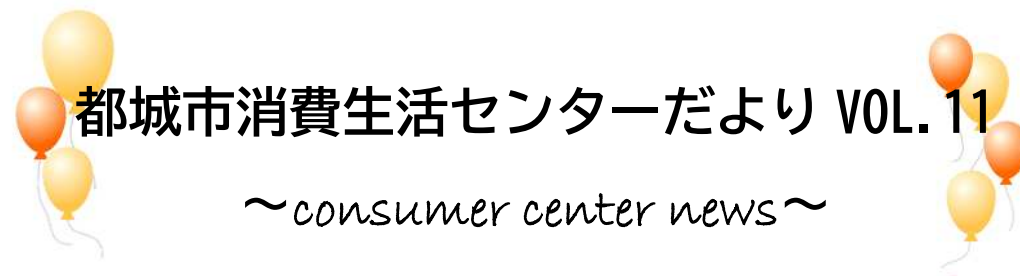
相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。



都城市消費生活センターだより VOL.11

～consumer center news～



暮らしに役立つ情報です。
ちょっと読んでみませんか？

【今回の特集】

春は進学・就職の季節です！

～18歳で新成人！新生活で気をつけること～

- | | |
|------------|-----------------|
| 消費生活トラブル事例 | 災害に便乗した点検商法に注意！ |
| 消費生活啓発活動 | 街頭啓発をしました！ |
| 暮らしに役立つ情報 | 消費生活センターの仕事 |

【今回の特集】

春は進学・就職の季節です！

～18歳で新成人！新生活で気をつけること～

2022年4月より、成年年齢が引き下げられ18歳で成年となりました。今春から進学・就職で新生活を始める新成人も多いと思いますが、世の中には社会経験が乏しい若年層を狙った消費者トラブルが多発しています。成年になると自分のしたことはすべて自己責任になります。大人になったらしっかりと自覚を持ち、不審な話には警戒気をつけましょう。



若者が狙われる消費者トラブル

● マルチ商法（ネットワークビジネス）

「人を誘えば紹介料やマージンが入る」などと勧誘し商品やサービスの契約を迫る手口です。

先輩から「商品を購入して友人を紹介すればマージンがもらえる」と言われ、借金までして大金を支払い商品を購入したけれど、思ったように友人を勧誘できず…。借金だけが残ってしまいました。



高額なお金を支払って会員になっても、人を誘い続けることは難しいです。さらに執拗な勧誘によって友人が離れていくなど人間関係が壊れてしまうこともあります。とても難しい販売方法なのでよく考えて慎重に行いましょう。

【被害にあわないために】



- ・身近な人から誘われても、あやしいと思ったらきっぱり断りましょう。
- ・「簡単に儲かる」という言葉に警戒しましょう。

● 副業・アルバイトのトラブル

SNS 広告で「簡単にもうかる」「短時間で高額稼げる」などと謳い、連絡してきた消費者へ「登録料」「研修費」などの名目でお金を要求します。簡単に儲かる話はありません。儲け話には警戒しましょう。



他にも

- ・ デート商法
 - ・ 無料商法
 - ・ 賃貸物件退去時のトラブル
- などがあります。



消費生活トラブル事例 「災害に便乗した点検商法」に注意！

自然災害後に「自然災害の被害調査する」などと消費者に連絡を取り、訪問。その後「調査の結果家に不具合が見つかったので工事が必要です。損害保険を使って修理できますよ。保険請求の代行をします」などと契約を迫る業者とのトラブルが発生しています。



ワンポイントアドバイス

- 契約後、解約をしたいと申し出たら高額な違約金を請求されたというトラブルもあります。損害保険の申請は自分でもできるので、もし災害によって損害を受けた場合には契約している保険会社に相談しましょう。

【消費生活センターの啓発活動】

イオン都城ショッピングセンターで街頭啓発を行いました。

令和4年11月8日(火)にイオン都城ショッピングセンターで、宮崎県消費生活センター都城支所と合同の、街頭啓発を行いました。会場では啓発グッズを配布したり、クイズなどを行いました。今後も消費生活センターの相談窓口をPR する啓発活動を行っていきます。



【暮らしに役立つ情報】消費生活センターの仕事

消費生活センターでは消費生活に関する相談を、※消費生活問題専門資格を持つ相談員が受け付け、助言や情報提供・あっせんを行い、市民の安全・安心・快適な生活のお手伝いをしています。しかし、右のようことはできません。

※消費生活問題専門資格とは
消費生活相談員（国家資格）
消費生活アドバイザー
消費生活コンサルタント など。

消費生活センターではできないことがあります。

契約の解除等

相談員は、業者と消費者の格差をなくすことを目的とした支援を行う役割を担うもので、消費者の代理人となるわけではありません。したがって、消費者に代わって契約の解除通知や取消通知を出すことはできません。

消費生活センターが何でもできる訳ではありません。



- 相談者の借入・契約状況などの開示請求
- 事業者への指導
- 事業者に関する問い合わせへの回答
- 間金対応
- 被害届の受理

【都城消費生活センター】

など